

一般競争入札公告

下記業務について、一般競争入札（以下「入札」という）に付するので、次のとおり公告する。

令和6年7月2日

沖縄県立埋蔵文化財センター
所長 池田 潤

1 入札に付する事項

- (1) 件名：沖縄県立埋蔵文化財センター特別収蔵庫空調機器更新工事
- (2) 工事場所：沖縄県中頭郡西原町字上原193-7
- (3) 工事内容：空調機器の更新（別添仕様書のとおり）
- (4) 契約の期間：契約締結日～令和7年3月21日まで
- (5) 発注形態：単体発注
- (6) 資格審査方法：事前審査型
- (7) 最低制限価格を設定する（申込みに係る価格が最低制限価格に満たない者は落札者となる
ことができない）
- (8) 本工事は、紙入札により実施する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たしている有資格業者であること。

- (1) 沖縄県「令和5・6年度入札参加資格者名簿（建設業）」に管工事業として登録されている者。資格決定通知書が未着の場合、入札参加資格の確認証拠資料として、「業者番号」及び「商号又は名称」が確認できる下記いずれかの資料の写しを提出すること。
 - ・一般競争入札参加資格申請書（受付印のあるもの）
 - ・業者カード（受付印のあるもの）なお、入札の前日までに、「令和5・6年度入札参加資格者名簿（建設業）」に登録されていない場合、競争に参加する資格を有していない者のした入札として無効とする。
- (2) 当該業務に関し、仕様書のとおり業務を履行できるもの。
- (3) 平成26年4月1日から入札参加資格確認資料の提出期間の最終日までに、次に該当する業務を元請けとして施工し、完成・引渡し完了した実績を1件以上有すること。
 - ・沖縄県、国又は県内市町村が発注した管工事の空調機器の新設または更新工事
- (4) 沖縄県本島内に事業所をもつもの。

3 入札に参加することができないもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、知事が定める入札参加停止期間を経過していない者。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てをした者若しくは申立てがなされた者又は、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てがなされた者。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に掲げる暴力団員及び、それらの利益となる活動を行う者。
- (4) 入札参加資格確認申請提出の日から入札日の間において、沖縄県の指名停止又は指名除外措置を受けた者。

4 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期 間 公告の日から同年7月17日（水）まで
- (2) 配布方法 申請書様式等は沖縄県ホームページに掲載。
- (3) 問合せ先 沖縄県立埋蔵文化財センター
〒903-0125 沖縄県中頭郡西原町字上原193-7
電話：098-835-8751 FAX：098-835-8754
担当：村吉

5 入札に係る質問事項及び回答

質疑については、質問書により行う。質疑がない場合は提出不要。

- (1) 提出期間 公告の日から同年7月9日（火）17：00まで。
- (2) 提出場所 4（3）に定めるところに持参又はFAXにより提出する。
- (3) 回答方法 質問があった場合は、沖縄県ホームページに令和6年7月11日（木）（予定）に掲載し、個別の回答は行わない。

6 入札参加資格申込み

この公告による入札参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）及び関係書類を期限内に提出すること。書類の作成等に要する費用は、申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。

- (1) 提出期限 公告の日から令和6年7月17日（水）17：00まで
- (2) 提出場所 4（3）と同じ。
- (3) 通 知 入札参加資格の審査結果については、令和6年7月26日（金）（予定）にメール等にて通知する。

7 入札執行の場所及び日時、落札者の決定方法

- (1) 場 所 沖縄県立埋蔵文化財センター 研修室
- (2) 日 時 令和6年8月2日（金） 10：00～
- (3) 落札者の決定方法
 - ア 有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内で有効な最低の価格を入札したものを落札者とする。
 - イ 開札した場合において落札者がいない場合は、再度入札を行う。再度の入札は2回までとする。
 - ウ 再度の入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

8 入札保証金

沖縄県財務規則第100条第2項第4号により免除

ただし、落札者が契約を結ばない場合は、損害賠償金として、入札金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5を県に納付しなければならない。

9 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条及び建設工事請負契約書第4条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約担当者等が確実と認める金融機関もしくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

10 その他の事項

- (1) 代理人が入札を行う場合、委任状を提出すること。委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。
- (2) 落札者の決定後、7日以内に契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者が特に指示したときは、この限りではない。
- (3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 支払条件
前金払 契約金額の4/10以内
部分払 「昭和47年7月11日土総第393号通知」に基づく回数

11 苦情申立て

入札参加資格が無いと認められた者がその理由に対して不服がある場合、「沖縄県建設工事における入札・契約の過程に係る苦情処理手続要領」に基づき、契約担当者に対し説明を求めることができる。

契約担当者は、説明を求められたときは、苦情申立て期限日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に説明を求めた者に対し書面をもって回答する。